

「国際目録原則覚書」策定過程の諸論点

草案の変遷から

渡邊隆弘

1. はじめに

IFLA より 2009 年 2 月に完成公表された「国際目録原則覚書」(Statement of International Cataloguing Principles)¹は、目録法に関する基本的な国際合意としての位置に長らくあった「パリ原則 (1961)」に代わる、ほぼ半世紀ぶりの新原則である。7 ページ (本文のみ) の短いものながら、「書誌レコードの機能要件 (FRBR)」の枠組みをベースとして、今日の情報環境下において目録サービスや目録規則が基本的に備えるべき事項を整理した、重要な意味を持つ文書である。

国際目録原則の刊行後、その全体を考察した文献として、海外では Creider²及び Guerrini³の論文が、国内では和中⁴のレビューがあるが、いずれの文献でもパリ原則と比較しての特徴の一つとして、その策定プロセスが挙げられている。パリ原則が一回の国際会議で決定されたのに対して、国際目録原則の策定にあたっては、各国の目録専門家を集めた IME ICC (IFLA Meeting of Experts on an International Cataloguing Code) と呼ばれる国際会議が大陸ごとに 5 回にわたって開催された。さらには全世界の関係者を対象とする意見公聴 (World Wide Review) も行われている。和中は、検討期間の長さ、欧米以外の図書館関係者の関与の度合いが、パリ原則との相違であるとしている。筆者も、日本図書館協会目録委員会のメンバーとして 2006 年の IME ICC4 (ソウル) に出席し、その後の草案変更に関わる投票など策定プロセスに一端の関わりを持っており、世界の多くの関係者による合意形成過程を実感している。そして、足かけ 7 年に及ぶプロセスを通して、各段階の草案や検討結果資料が多く公開されていることも特筆すべきことである。

本稿は、2003 年から 2009 年の完成版にいたる「覚書」草案の変遷をたどることにより、策定過程における論点の整理を試みるものである。前述した先行文献において、国際目録原則の内容の特徴や意義は整理され、また策定プロセスについても言及があるが、各段階の草案の比較分析までは行われていない。

2. 策定プロセスと検討対象資料

回次	開催年月	開催地	参加国・者数
IME ICC1	2003. 7	フランクフルト	欧州、北米：32 カ国 54 名
IME ICC2	2004. 8	ブエノスアイレス	中南米：14 カ国 31 名
IME ICC3	2005. 12	カイロ	中東：13 カ国 53 名
IME ICC4	2006. 8	ソウル	アジア：12 カ国 44 名 (うち日本から 11 名)
IME ICC5	2007. 8	プレトリア	アフリカ：10 カ国 28 名

表 1. IME ICC の開催状況

注) 参加国・者数は事務局を除く

表 1 に IME ICC の開催状況を整理した。合計すると 81 カ国 200 名の目録専門家が会議に参加したこととなる。参加者は目録規則維持機関や国立図書館にとどまらない広がりを持ち、機関に属するものも必ず

しも「代表」という位置づけではない。例えば、IME ICC4には日本から11名の参加があったが、日本図書館協会目録委員会メンバーは5名（国立国会図書館からの2名を含む）で、残る6名は大学図書館員・研究者等であった。そして会議及びその後の投票等においては、国ごとや機関ごとではなく個人単位での表明が求められた。

各会議には、前回までの会議を踏まえた「覚書」草案が提示され、検討がなされた。修正意見は会議終了後に事務局によって整理され、会議参加者を対象とするメールアドレスの投票に付された。そしてその結果はさらに、過去の会議の参加者（IME ICC4後のものであれば、IME ICC1～3の参加者）への投票に付され、その結果が反映された新たな草案が翌年の会議に提示される、というサイクルで合意形成が行われていった。

IME ICC5の終了後は、2008年4月に最終草案を公開し、会議参加者にとどまらない意見公聴（World Wide Review 以下、WWRと呼ぶ）が6月まで行われた。寄せられた意見は56件に及び、この中には日本図書館協会目録委員会の提出分も含まれている。これらの意見を検討して最終草案はさらに修正され、2008年10～11月に実際されたIME ICC1～5参加者による最終投票を経て、2009年2月の完成公表にいたった⁵。

各段階の草案や投票結果、IME ICCの会議報告等の情報公開度は比較的高く、何が議論されどう修正されたか（されなかったか）をたどることが可能である。ただし、IFLAの公式サイトには完成版しかなく、策定段階の情報は各IME ICCのサイト⁶にばらばらに残されており、いささか錯綜している。本稿末尾の付録は、これら策定関係資料を時系列的に整理したものであり、これが本稿における検討の材料である。草案【 】で示した。以下、本稿ではこの形式で示す。）としては、IME ICC1に出された素案【200307】（まだ、「国際目録原則」のタイトルではない）から前述の最終投票に付された【200810】までの12バージョンがあり、完成版である【200902】を含めて13段階の変遷がたどれる⁷。

ただし、これら公開資料には、重要な段階の欠落がある。それは、最終段階近く、2008年のWWR（意見公聴）の結果詳細である。公聴に付された最終草案【200804】とその後の【200810】との異同がいかなる経緯によるものかは、残念ながら推測の域を出ない。

以上のような若干の穴はあるが、それでも足かけ7年に渡る多くのバージョンの草案・完成版と周辺資料が公開されていることは貴重である。

3. 草案の変遷過程

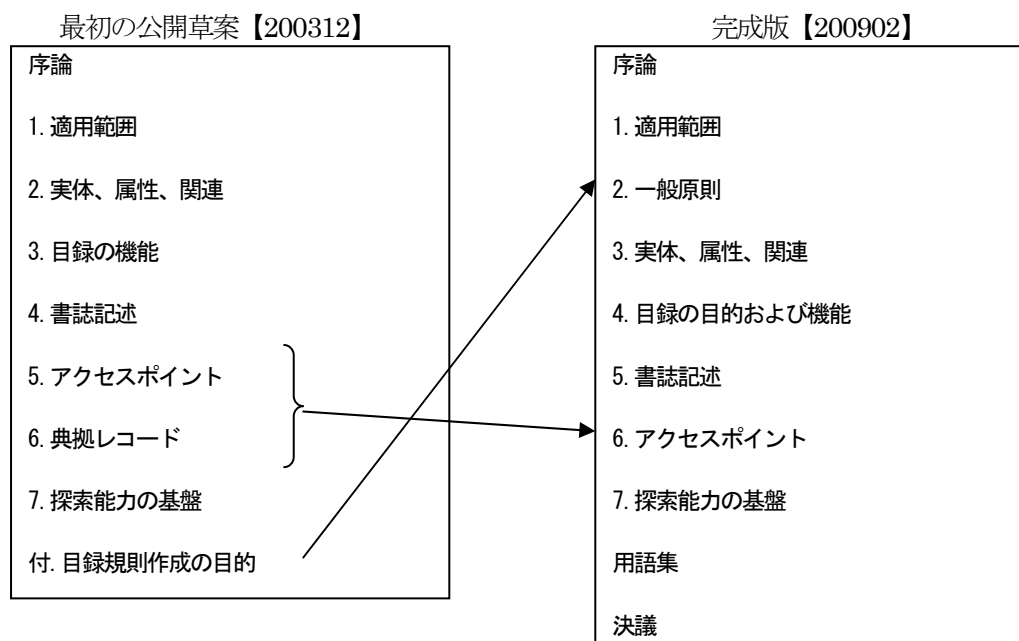


図1. 章立ての変遷

IME ICC1後の【200312】と完成版【200902】の章立てを、図1に示した。2003年の段階で全体構成の大枠は既に確立していたといえよう。しかし、矢印を付した2箇所には章構成の異同があり、各章の文章を精査すればさらに多くの異同が見られる。本章では、策定過程における変更点や議論のうち重要と思われるものを、完成版の章立てに沿って整理する。

3. 1. 適用範囲 (Scope)

1章「適用範囲」では、国際目録原則が「書誌データおよび典拠データならびに現行の図書館目録」を適用範囲とすること、博物館・美術館など他のコミュニティで作成されるデータをも適用範囲とすること、そして「あらゆる種類の書誌的資源」の目録法に適用されることが述べられている。序論における「パリ原則の適用範囲を、単にテキストから成る著作からあらゆる種類の資料にまで、また、単に記入の選定と形から図書館目録に用いられる書誌データおよび典拠データのあらゆる面にまで拡張するものである。」との説明に対応するものであり、パリ原則との異なりを端的に示した章である。

本章は、策定過程を通じてほとんど修正が行われていない章である。WWR後の【200810】という最終段階で、それまで使われてきた「書誌・典拠レコード」の表現を上記にも引用した「書誌データおよび典拠データ」と改めたことがやや注目される程度である。本原則では「書誌レコード」「典拠レコード」の表現もしばしば用いられており、「レコード」と「データ」の使い分けは必ずしも明確でない。

加えて、本章を皮切りとして頻繁に現れる「書誌的資源 (Bibliographic resource)」の語について付言しておきたい。この語は目録の対象となる図書館資料等を示すものとして当初から用いられてきたが、【200810】で用語集の定義が大きく修正されている。それまではFRBRモデルにおける体現形または個別資料を指すとされていたが、【200810】からは「グループ1の実体である著作、表現形、体現形および個別資料」と、定義が拡張されている。

3. 2. 一般原則 (General principles)

2章「一般原則」については、和中⁸が既に詳細に考察した論文を発表しており、本稿では略述にとどめる。本章は E. Svenonius の著書における整理に基づいて「利用者の利便性」「正確性」「経済性」など9つの一般原則を列挙したものであり、当初の草案では末尾の付録 (Appendix) に「目録規則作成の目的」との見出しを付して掲載されていた。IME ICC5 (プレトリア) における提起を契機として、【200711】で序論の後ろに位置づけられ、さらにWWR時の【200804】で0章「一般的目的 (General objectives)」となり、【200810】において完成版の章題となって2章に落ち着いた。中身の各「原則」自体には、策定過程を通じて大きな変更はみられない。

3. 3. 実体、属性および関連 (Entities, attributes and relationships)

3章「実体、属性および関連」は、目録規則はFRBRモデル⁹の諸定義を「考慮」すべきであるとして、実体関連モデルの構成要素である「実体」「属性」「関連」に関するごく簡単な説明を行うとともに、FRBRモデルで定義された11実体 (著作、表現形、体現形、個別資料、個人、家族、団体、概念、物、出来事、場所) を列挙した章である。【200810】において2章が確立されるまでは、「2章」に位置づけられていた。

当初の草案では、「実体」の項は書誌レコードと典拠レコードに区分され、前者として著作～個別資料 (すなわちFRBRモデルの「グループ1の実体」) が、後者としてFRBRモデルの全11実体が¹⁰あげられていた。また、書誌レコードの項には、書誌レコードが「体現形を反映」しそれを単位として作成されるべきとする条項が含まれていた。このうち体現形を反映するという部分は、【200804】で現5章「書誌記述」(当時は4章)に移された。次いで【200810】で、書誌レコード・典拠レコードの区別を排し、11実体を列挙する完成版の形に改められた。また、本節冒頭で述べた、目録規則がFRBRモデルを「考慮」すべきという文も、【200810】で追加されたものである。

3. 4. 目録の目的および機能 (Objectives and functions of the catalogue)

4章「目録の目的および機能」は、パリ原則の2章「目録の機能」に相当する章である。パリ原則の2章は、特定図書の所蔵を確認する機能（いわゆる「識別機能」）と特定著者などの条件にあう資料を抽出する機能（いわゆる「集中機能」）という2つの機能を目録に求め、長らく目録・目録法を設計する基盤となってきた。国際目録原則の本章は、これを継承しながら、FRBRモデルに沿って拡張を行ったものである。なお、【200810】において2章が確立されるまでは「3章」に位置づけられてきた。

本章は、「発見 (find)」「識別 (identify)」「選択 (Select)」「取得 (acquire) またはアクセスの確保 (obtain access)」「誘導 (navigate)」の5節から構成されている。パリ原則の「識別機能」「集中機能」にあたるのは「発見」であり¹¹、国際目録原則では検索だけでなく情報資源の入手やナビゲーションなど目録の機能がより総体的に捉えられているといえる。この5つの機能の枠組みは2章「一般原則」と同様に Svenonius の著書に基づくと記されているが、「誘導」を除く4つはFRBRモデルにおける「ユーザタスク」とも対応している。

本章の本文は策定作業の当初から大きくは変化していないが、最終段階に近い2008年にいたっていくつかの変更がなされた。まず「誘導」について、WWRの対象となった【200804】において、従来の「目録の中を (within a catalogue) 誘導する」が「目録の中を、そして外へ (within a catalogue and beyond) 誘導する」と改められた。次いでReview後の【200810】において、誘導の材料となる「相互の関連の表示」がFRBRモデルのグループ1の実体（著作～個別資料）のみからグループ1～3の全実体に、すなわち典拠データとして扱われる実体を含むように拡張された。また、【200810】ではこの他に、章題を「目録の機能」から「目録の目的および機能」と改める修正も行われている。

本章に関してはもう一つ、本筋からやや外れる部分で紆余曲折を経た問題があった。IMEICC1後の草案である【200312】では「発見」の節の最後に「経済的制約のため、著作の構成要素や著作集中の個々の著作に対する書誌レコードのない図書館目録が存在することがある。」の一文があった。条件が整わない場合には原則を曲げる一定の簡略化を認める、とともれる文言である。その後IMEICC2（ブエノスアイレス）後の【200408】では経済的制約だけでなく「目録業務の実践 (cataloguing practice)」も制約条件として加えられたが、これには投票段階で根強い反対（「実践」は「原則」と相容れない、など）もあり、【200501】では本文ではなく注記に移された。その後はそのまま注記に残されていたが、JLA目録委員会ではこうした文言を「目録原則」に含めることに疑問を感じ、2008年のWWRの機会に、削除すべきとの意見を提出した。前述のようにWWRで出された意見やその検討結果は公表されておらず、他にも同様の意見があったのか、どのような検討がなされたのかは不明であるが、この文は【200810】で5章（書誌記述）に移動された後、完成版である【200902】では削除されている。

3. 5. 書誌記述 (Bibliographic description)

5章「書誌記述」は、その対象範囲を標目の選定と形式に限定していたパリ原則には含まれず、後にISBD（国際標準書誌記述）の策定という形で国際的標準化がはかられてきた部分である。【200810】において2章が確立されるまでは「4章」に位置づけられてきた。

本章は短い章であり、もともとはISBDへの言及と、「精粗のレベル」に関する一文があるのみであった。目録原則の対象範囲にされたとはいえ、ISBDに委ねられてきたこれまでの形と実質的には変わらないともいえる。その後3.3で前述したように、当初は「実体」の項（現3章）にあった、原則として体现形を作成単位とするなどの条項が、書誌記述の基盤を示すものとして【200804】で本章に移された。

3. 6. アクセスポイント (Access points)

6章「アクセスポイント」は、標目の選定と形式をその守備範囲としたパリ原則の中心部分を継承する、最長の章である。本章は策定過程で最も変化の激しかった章でもあり、当初は「アクセスポイント」「典拠レコード」の2章で構成されていたものがWWR後の【200810】で合体され完成版の形に落ち着いた。

図2. 完成版6章にいたる変遷

【200312】	【200711】	【200810】 (完成版へ)
<ul style="list-style-type: none"> 5.アクセスポイント <ul style="list-style-type: none"> 5.1 通則 <ul style="list-style-type: none"> 5.1.1 アクセスポイントの選定 5.1.2 典拠形標目 5.1.3 言語 5.2 個人名の形 5.3 家族名の形 5.4 団体名の形 5.5 統一タイトルの形 6.典拠レコード 	<ul style="list-style-type: none"> 5.アクセスポイント <ul style="list-style-type: none"> 5.1 通則 <ul style="list-style-type: none"> 5.1.1 アクセスポイントの選定 6.典拠レコード <ul style="list-style-type: none"> 6.1 典拠形標目の名称の選定 6.2 典拠形標目の言語 6.3 典拠形標目の名称の形 <ul style="list-style-type: none"> 6.3.1 個人名の形 6.3.2 家族名の形 6.3.3 団体名の形 6.3.4 統一タイトルの形 	<ul style="list-style-type: none"> 6.アクセスポイント <ul style="list-style-type: none"> 6.1 通則 6.2 アクセスポイントの選定 6.3 典拠形アクセスポイント <ul style="list-style-type: none"> 6.3.1 基準によって作成 6.3.2 典拠形への言語・文字 6.3.3 典拠形への選定 <ul style="list-style-type: none"> 6.3.3.1 個人・家族・団体 6.3.3.2 著作・表現形 6.3.4 典拠形への名称の形 <ul style="list-style-type: none"> 6.3.4.1 個人名の形 6.3.4.2 家族名の形 6.3.4.3 団体名の形 6.3.4.4 著作・表現形の形 6.3.4.5 名称間の区別 6.4 異なる名称、異なる形

3. 6. 1. 本章 (完成版) の構成

草案の変遷過程をたどる前に、完成版における本章の構成・内容及び用語を整理しておく。本章は4つの節からなり、まず「通則」では、書誌データ・典拠データを検索するためのアクセスポイントには、典拠レコードによって統制される「統制形アクセスポイント (controlled access point)」と、統制されない「非統制形アクセスポイント」から成るといふ枠組みが示される。ここで「統制形アクセスポイント」とは、従来の「統一標目」にあたる「典拠形アクセスポイント (authorized access point) と、「参照」にあたる「名称の異なる形 (variant forms of name)」を総称する用語である。続く「アクセスポイントの選定」では、書誌レコードに対しては「著作および表現形に対する典拠形アクセスポイント (統制形)」「表現形のタイトル (通常は非統制形)」「著作の作成者に対する典拠形アクセスポイント」が、典拠レコードに対しては「その実体に対する名称の典拠形および名称の異なる形」が、まずアクセスポイントとして求められることなどが示されている。残る2節「典拠形アクセスポイント」「異なる名称および名称の異なる形」は、統制形アクセスポイントが必要となった場合に、考えられる複数の形から一つの典拠形アクセスポイントを決定するプロセス、すなわちアクセスポイントの形式を扱っている。このうち「異なる名称および名称の異なる形」は「典拠形」とされなかったものを「異形アクセスポイント」と扱うということを示すのみで、詳細な規定を行っているのは「典拠形アクセスポイント」の節である。ここでは、個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイント (従来の著者統一標目) と著作および表現形に対する典拠形アクセスポイント (従来の統一タイトル) に関して、いくつかの指針を示している。

3. 6. 2. 構成と基本用語の変遷

前述したように当初案の2章立て (「アクセスポイント」「典拠レコード」) から【200810】で1章にまとめられたが、図2に示したように2007年にも大きな見直しがあった。IME ICC5 (プレトリア) での議論を受けた【200711】でアクセスポイントの形式に関わる部分が当時の5章 (アクセスポイント) から6章 (典拠レコード) に移され、その後IME ICC1~4参加者の投票によって確定された。形式に関わる部分は典拠データの問題であるとの議論による。その後【200810】で1章にまとめられるわけだが、WWR後の検討段階における経緯は明らかにされていない。

草案の変遷のなかで大きなこととして、アクセスポイントに関わる用語があげられる。完成版の用語集の末尾に付された「不使用とした語 (terms no longer used)」には、本章に関連する「標目 (heading)」「参照 (reference)」「統一タイトル (uniform title)」が含まれている。いずれも広く使われてきた基本用語である。前述のように統一標目は「典拠形アクセスポイント」、参照は「名称の異なる形」に置き換えられ、これらを総称して「統制形アクセスポイント」と呼ぶようになったが、最初からそうであったわけではない。当初の草案から【200711】までは「典拠標目 (authorized heading)」の語が用いられ、また「参照」も用いられており、完成版の用語法になったのはWWRに付された【200804】でのことである（公開されている文書の限りでは、この時点で変更された理由は明確でない）。また、「統一タイトル」も同様に【200711】までは用いられており、【200804】で「著作および表現形に対する典拠形アクセスポイント (authorized access point for work and expression)」という長い句が用いられることとなった¹²。

「統制形アクセスポイント」の語は当初の草案から使われているが、その意味をめぐる議論がIME ICC4 (ソウル) で提起された。「統制形 (controlled)」を「典拠形 (authorized)」と同義とするか「異なる形 (variant)」をも含むとするかという点と、典拠レコードへの記録を前提とするか（それを必須と捉えるか）が焦点となり、2007年にかけて複数回の投票が行われている。最終的にはFRAD (典拠データの機能要件)¹³に沿って「異なる形」も含む、「典拠レコードに記録されたアクセスポイント」を指すという定義に落ち着いた。

3. 6. 3. その他の論点

多くの議論が重ねられた論点に、典拠形アクセスポイントの選定における言語・文字 (スクリプト) の扱いがある。完成版では「典拠形アクセスポイントの言語および文字」(6.3.2)として、「もとの言語および文字で示された著作の体现形に見出される情報を優先」(6.3.2.1)と規定したうえで、続く条項(6.3.2.1.1)で「ただし、もとの言語または文字がその目録中で普通に用いられていない場合」は「その目録の利用者にもっとも適切な言語または文字の一つによる体现形または参考情報源に見出される形に基づくことができる」と規定している。すなわち、外国の人名や著作等に対しては、原語 (文字) 形の採用が優先されるが目録作成国の言語 (文字) による形の採用を考慮してもよい、という内容である。この点に関して、当初の草案では全般的な規定とは別に統一タイトル (まだこの語が使用されていた) の項にもほぼ同内容の規定があったが、表現の順序が微妙に異なっており目録作成国の言語を優先するとの解釈も可能であったため、2006年のIME ICC4 (ソウル) での指摘を受けて議論が起こった。以後数回の投票が行われたが、利用者の利便性の観点から目録作成国の言語をより優先すべしという意見と、国際的統一や従来の慣行との継続という観点からオリジナルの言語を優先すべしという意見が対立する形となった¹⁴。最終的にはWWR後の【200810】で統一タイトル (旧名) の項にあった条項は削除されて6.3.2に一本化され、結果としては当初草案の形となっている。

個人名・家族名・団体名に対する「最初の語 (first word)」の選定について、IME ICC2 (ブエノスアイレス) での議論を受けた【200408】という比較的早い段階で見直しがあった。当初の草案では個人名について、国籍→居住国→通常用いる言語、という優先順位でそれぞれの慣行に従うとされていたが、「個人と最も関係のある国および言語の慣用」という簡略な形に改められた。家族名も同様である。団体名については、体现形や参考情報源に現れる「そのままの順序」によるという条項がこの段階で追加された。また、「最初の語」は【200810】で修正された表現で、それまではパリ原則から引き継がれた「記入語 (entry word)」の語が用いられていた。経緯は公表されていないが、この修正はJLA目録委員会がWWRで提起した点の一つである。

その他の用語のレベルでは、典拠形アクセスポイントは異なる「アイデンティティ (identity)」ごとに作られるという条項(6.3.3.1)に変遷があった。当初の草案では「人格 (persona)」の語が用いられ、その後一時「実体 (entity)」という候補も出され議論があった。結局「人格」で落ち着いていたが、【200810】で「アイデンティティ」に改められている。

3. 7. 探索能力の基盤 (Foundations for search capabilities)

7 章「探索能力の基盤」は、書誌レコード・典拠レコードに対してどのような探索・検索ができなくてはならないか、を扱っている。当初から最終章に位置づけられている、新しい国際目録原則の特徴点の一つといえる章である。

本章は、アクセスポイントの役割・仕組み・必要な種類について述べる「探索 (search)」(7.1) と、論理的順序による表示の必要性を述べる「検索 (retrieval)」(7.2) の2節からなる。当初の草案では「探索と検索」の1節で、完成版の「検索」にあたる内容はなかった。「検索」の節は WWR 後の【200810】で追加されたもので、その理由・経緯は公開情報からはよくわからない。

本章の中心部分は、書誌レコード・典拠レコードのそれぞれについて、「実体の主要な属性または関連に基づく」とされる「中核的アクセスポイント (essential access point)」と、それに「加えて使用することがある」とされる「付加的アクセスポイント (additional access point)」を列挙したところである。当初の草案から存在しているが、若干の変遷がある。まず、中核的アクセスポイントは当初は「不可欠なアクセスポイント (indispensable access point)」と呼ばれており、その意味するところ、すなわち強制性の度合いについて議論があった。2006 年の IME ICC4 (ソウル) で、あまり強く捉えられると困るという見方からの検討があったが、この時点では修正されなかった。続く IME ICC5 (プレトリア) で再度議論され、【200711】で「中核的」と修正された(ただし、その後の投票では一部に「弱すぎる」との異論もあった)。

中核的アクセスポイントの内容についても異同がある。出版年は、IME ICC4 (ソウル) で限定にのみ使用されるという理由で「付加的アクセスポイント」に移す提案がなされ、同会議参加者の投票を経て【200702】でいったん移動したが、IME ICC1~3 参加者の投票では異論が多く、IME ICC5 (プレトリア) を経て【200711】で元に戻された。また、当初の草案では件名標目と分類記号が別行で記載されていたのに対して、IME ICC5 の合意を受けて【200711】で分類記号が「付加的アクセスポイント」に移されたが、IME ICC1~4 参加者の投票では異論が多く、【200804】で元に戻された後、【200810】で両者を「および/または」で連結し、何らかの統制された主題アクセスポイントがあればよいこととなった。なお、「件名標目 (subject heading)」の語は、「標目」の不使用に伴って【200810】で排され、「主題を表す統制された語」との表現となっている。

付加的アクセスポイントでは、「内容種別 (content type)」「キャリア種別 (carrier type)」の両項目に異同があった。当初の草案では「物理媒体 (physical medium)」が挙げられていたが、2005 年の IME ICC3 (カイロ) で GMD (一般資料種別) を「不可欠なアクセスポイント」に含める提案がなされ、投票の結果【200604】で、ISBD 等の動向を見定めるという条件つきで追加が承認された。しかし、その後 ISBD の見直しのなかで従来の GMD を排し「内容形式 (content form)」と「キャリア種別 (carrier type)」からなる「エリア 0」を新設する方向となったことから、【200804】で現在の形となった。

3. 8. 付録

全7章の後ろに、「用語集 (Glossary)」と「決議 (Resolution)」が付されている。

用語集がはじめて作られたのは【200404】であり、これは IME ICC1 後の草案である【200312】に対応したものである。策定プロセスの初期においては用語集の改訂版を作成せず本体のみを発表することも多かった。本体と用語集が必ずセットで発表されるようになったのは、【200702】以降である。用語集にも頻繁な異同が生じているが、多くは本文の修正に伴うものなので、特に述べないこととする。なお形式面では、「をも見よ (see also)」で示されていた相互参照が、【200810】でシソーラス形式 (BT, NT, RT) に改められている。

末尾の「国際目録規則に関する国際図書館連盟 (IFLA) 専門家会議2008年決議」(IME ICC Resolution 2008) は、2008 年 11 月に実施された IME ICC1~5 参加者への最終投票時に合意され、完成版【200902】に付されたものである。およそ5年間隔でレビューを行うなど、刊行後も検討が続けられるべきことを確認したものである。

4. おわりに

以上、国際目録原則覚書の章構成に沿って、IME ICC1 後の草案【200312】から完成版【200902】にいたる異同を跡づけてきた。本稿に記したものが草案の異同のすべてではないが、論点として重要と考えられる部分は余さず列挙してきたつもりである。

全体として見れば、当初の草案の大枠は維持されており、国際的な目録原則としての根本を揺るがすような大きな変更が加えられたわけではない。覚書「序論」に述べられているように、国際目録原則は「世界の偉大な目録法の伝統と、IFLA による「書誌レコードの機能要件 (FRBR)」の概念モデルの上に構築」されたものであり、これまでの目録法を否定する立場ではない。新たに導入された FRBR モデルもまた、従来の目録が扱ってきた「書誌的世界」を新たな視覚からモデル化したもので、異なった「世界」を志向するものではない。この点からすれば、国際目録原則の策定プロセスが一定の継続性の枠のなかで行われていることは不思議ではない。

しかし、本稿で挙げたように7年越しの策定プロセスの中での変更点はそれなりに多く、本原則を理解するうえで過小に評価されるべきものではない。例えば、アクセスポイントに関わる用語についての異同の過程は、「標目」と「アクセスポイント」が併用されるなどしてわかりにくかった初期段階からみれば、前進がなされたものと認められよう。また、先行研究にも指摘があるように、欧米だけでなく世界中の関係者が、メールアドレスの投票を含めれば何度も意思表示の機会を与えられ、徐々に進んで行く策定プロセスに関与したこと、そしてその過程がかなりの程度オープンになっていることの意義も小さくない。

この種の原則は存在すること自体に意味があるというよりは、目録規則をはじめとする、より現場に近い段階に反映され、その運用を通して実質的意味を獲得するものである。完成版の文言の背後にある、それまでの変遷過程や議論を理解することは、原則を利用するうえでも必要なことであろう。

本研究は、科研費基盤研究 (C) 課題番号 22500223 (研究課題「情報環境の変化に適切に対応する目録規則の在り方に関する研究」) の助成を受けた成果である。

付録. 「国際目録原則覚書」策定関係資料 (時系列)

- ・【 】は草案
- ・*を付した行は草案以外 (投票結果、会議報告)
- ・同文書が複数サイトにある場合は、日付が近い会議のサイトを優先した

【200307】 2003.7 版 M. Münnich と H. Popst による、IME ICC1 提出の素案
タイトル: Principles for Library Catalogues and other Bibliographic Files
http://www.d-nb.de/standardisierung/pdf/papers_muennich.pdf

*IME ICC1 (フランクフルト) 2003.7.28-30 (32 カ国 54 名)
http://www.d-nb.de/standardisierung/pdf/ime_icc_report_berlin.pdf (報告)

【200312】 2003.12.19 版 和訳あり 用語集なし
IME ICC1 およびその後の修正を反映
http://www.d-nb.de/standardisierung/pdf/statement_draft.pdf (本体)
http://www.d-nb.de/standardisierung/pdf/statement_japanese.pdf (和訳)

- 【200404】 2004.4.2 版用語集
用語集がはじめて作られた
http://www.d-nb.de/standardisierung/pdf/glossary_april_2004.pdf
- *IME ICC2 (ブエノスアイレス) 2004.8.17-18 (14 カ国 31 名)
http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/IMEICC2-report_IFLA-BA_2004.pdf (報告)
- 【200408】 2004.8 版
IME ICC2 (ブエノスアイレス) での変更案を反映
用語集なし
http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/statement_draft04.pdf (本体)
- *2004.10~11 IME ICC2 参加者の投票 (16 カ国 26 名)
http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/voting-results_04.pdf (結果)
- *2005.1 (2004.12?) IME ICC 参加者から意見聴取 (投票? 17 カ国)
http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/europe-resp_05.pdf (結果)
- 【200501】 2005.1 版
「2004.12 までの応答を反映した案」、用語集なし
http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/statement-draft_jan05.pdf (本体)
- *2005.6 1~2 参加者の投票 (32 カ国)
<http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/votesum-jun05.pdf> (結果)
http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/summary_jun05.pdf (結果まとめ)
- *2005.8 再び 1~2 参加者の投票 (11 カ国のみ 投票というよりコメント募集?)
http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/votesum_aug05.pdf (結果)
- *2005.9 三たび 1~2 参加者の投票 (30 カ国)
http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/summary-sepvote_05.pdf (結果)
- 【200509】 2005.9.20 版 和訳あり
「2004.12 までの応答を反映した案」とあるが、9 月投票までを踏まえている。
<http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/Statement-draftsep05-clean.pdf> (本体)
http://www.nl.go.kr/icc/down/Statement_2005_jp.pdf (和訳)
<http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/glossary-sep05.pdf> (用語集)
http://www.nl.go.kr/icc/down/061226_3.pdf (同和訳)
- *IME ICC3 (カイロ) 2005.12.12-14 (13 カ国 53 名)
http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/pdf/Report-IMEICC3_brief.pdf (報告)
- *2006.3 IME ICC3 の合意に対する、1~2 参加者の投票 (22 カ国。欧州中心)
http://www.nl.go.kr/icc/paper/summaryvotes-IMEICC3_apr06.pdf (結果)

【200604】 2006.4.3 版 和訳あり、用語集なし

IME ICC3 で合意された変更を反映

http://www.nl.go.kr/icc/down/060813_4.pdf (本体)

http://www.nl.go.kr/icc/down/061226_2.pdf (同和訳)

*IME ICC4 (ソウル) 2006.8.16-18 (12 カ国 44 名)

http://www.nl.go.kr/icc/paper/report_1.pdf (報告)

http://www.nl.go.kr/icc/down/070502_03_Jap.pdf (同 和訳)

*2006.11 IME ICC4 参加者の、変更に関する投票 (7 カ国 32 名)

http://www.nl.go.kr/icc/down/061107_3.doc (投票用文書)

<http://www.nl.go.kr/icc/down/061215.doc> (結果 2006.12.12 付)

*2006.12 再度、IME ICC4 参加者の投票 (4 カ国 17 名)

<http://www.nl.go.kr/icc/down/070307.pdf> (結果 2007.2.28 付)

【200702】 2007.2 版

IME ICC4 で合意された変更と、2007.2 までの応答 (投票) を反映
2007.3.7 作成?

http://www.nl.go.kr/icc/down/070307_1.pdf (本体)

http://www.nl.go.kr/icc/down/070307_2.pdf (用語集)

*2007.3 1~3 参加者の投票 (~4/6 27 カ国 35 名)

http://www.nl.go.kr/icc/down/070412_4.pdf (結果 2007.4.13 付)

【200704】 2007.4.6 版 (用語集は 2 月改訂とあり) 和訳あり

「ソウル参加者からの追加事項を加えた、まだ受け入れられていない案」
未確定部分を朱字

http://www.nl.go.kr/icc/down/070412_2.pdf (本体)

http://www.nl.go.kr/icc/down/070502_04_Jap.pdf (同和訳)

http://www.nl.go.kr/icc/down/070412_3.pdf (用語集)

http://www.nl.go.kr/icc/down/070502_05_Jap.pdf (同和訳)

*2007.9 ML で 1~4 参加者からコメント募集 (~9/7 15 カ国 21 名)

http://www.imeicc5.com/download/summary-discussionontopics_imeicc4-0907-2.pdf (結果概略)

*IME ICC5 (プレトリア) 2007.8.14-15 (10 カ国 28 名)

<http://www.imeicc5.com/download/IME%20ICC5%20Report%20rev3.pdf> (報告)

*2007.9 IME ICC5 参加者の投票 (2007.9.13 付)

<http://www.imeicc5.com/download/IMEICC5-Recommendations-Discussion.pdf> (文書)

【200711】 2007.11.5 版 (用語集は 11.16 版)

2007.4.6 版に青字で IME ICC5 での修正案を加えたもの

http://www.imeicc5.com/download/Statement_draft_Nov_5_2007_with_IME_ICC5_recommendations_m.pdf (本体)
http://www.imeicc5.com/download/IME-ICC5_Glossary_draft-proposal_16-November-2007-clean-copy.pdf (用語集)
*<http://www.imeicc5.com/index.php?content=papers&language=#VR5>
(IME ICC5 の勧告事項、この時点での投票フォームなど)

*2007.12 IME ICC5 の合意に対する、1~4 参加者の投票 (16 カ国 22 名+JSC)
<http://www.imeicc5.com/index.php?content=papers&language=#14> (結果 2008.1 付)

【200804】 2008.4.10 版

World Wide Review に出された最終草案 (本文と用語集が一体)、和訳あり
http://www.ifla.org/VII/s13/icc/imeicc-statement_of_principles-2008.pdf
http://www.ifla.org/VII/s13/icc/imeicc-statement_of_principles-2008_ja.pdf (和訳)

*2008.4~6 World Wide Review

http://www.ifla.org/VII/s13/icc/principles_review_200804.htm (呼びかけ)
結果詳細の公表なし (IME ICC 参加者にも)

【200810】 2008.10.30 版

Review 後の修正を加え、1~5 参加者に最終投票依頼
<http://www.imeicc5.com/index.php?content=papers&language=#WWR>
変更ハイライト版と見え消し版の2種類

【200902】 最終版、和訳あり

本文と用語集が一体、「決議 (2008)」付き
http://www.ifla.org/VII/s13/icp/ICP-2009_en.pdf
http://www.ifla.org/VII/s13/icp/ICP-2009_ja.pdf (和訳)

注)

- ¹ IFLA. Statement of International Cataloguing Principles.
<<http://www.ifla.org/publications/statement-of-international-cataloguing-principles>>
なお、本稿における引用は、国立国会図書館による日本語版 (上記サイトにあり) に従う。
- ² Creider, Laurence S. "A Comparison of the Paris Principles and the International Cataloguing Principles". *Cataloging & Classification Quarterly* 47(6), 2009. p.583-599.
- ³ Guerrini, Mauro. "In Praise of the Un-finished: The IFLA Statement of International Cataloguing Principles (2009)". *Cataloging & Classification Quarterly* 47(8), 2009. p.722-740.
- ⁴ 和中幹雄 「目録に関わる原則と概念モデル策定の動向」『カレントアウェアネス』 303, 2010.3. p.23-27.
<<http://current.ndl.go.jp/ca1713>>
- ⁵ 完成公表に先立って 2008 年 12 月に各国関係者に完成版が送られ、翻訳が依頼された。日本では国立国会図書館による翻訳が行われ、刊行後まもなく日本語版が公開された。
- ⁶ IME ICC1 <http://www.d-nb.de/standardisierung/afs/imeicc_index.htm> (独国立図書館サイト)
IME ICC2 <<http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/imeicc2/>> (米国議会図書館サイト)
IME ICC3 <<http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/>> (米国議会図書館サイト)
IME ICC4 <<http://www.nl.go.kr/icc/icc/main.php>> (韓国国立中央図書館サイト)
IME ICC5 <<http://www.imeicc5.com/>>

7 ただし、IME ICC1に出された【200307】は、タイトルも「国際目録原則覚書」ではなく、まだ素案段階のものである。本稿の以下の考察では「国際目録原則」のタイトルで広く示された【200312】以降の変遷を考察の対象とする。

8 和中幹雄「「国際目録原則覚書」における「一般原則」について」『資料組織化研究・e』58, 2010.3.

<http://ojs.info.gsucc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/21/54>

9 FRAD (典拠データの機能要件)、FRSAD (主題典拠データの機能要件)を含む。

10 著作の主題は概念や出来事ばかりではなく、著作・個人・団体などである場合がある。このことを反映して、FRBRモデルの「グループ3の実体」(主題典拠に相当する)にはその他のグループに属するものを含む全実体が列挙されている。

11 「単一の資料を発見すること」「一群の資料を発見すること」という表現で、識別機能と集中機能を表している。

12 これについては、2007年12月のIME ICC1~4参加者に対する投票文書及び結果が公開されている(URLは本稿付録を参照)。統一タイトルという表現が「あいまいである」と提案理由が示されているが、賛否はまちまちであった。ちなみに筆者は「用語集に定義があれば「統一タイトル」の語を使用しても問題ないのでは」と回答している。

13 FRADでの定義にも変遷がある。FRAR (Functional Requirements for Authority Records) と呼ばれていた初期の草案ではそうではなかったが、2006年ごろの議論で現在の「統制形アクセスポイント」の定義に落ち着いたとされる(ただし、当時FRANAR側での情報公開はなく、IFLA目録分科会の内部情報としてIME ICC事務局から関係者に趣旨が伝えられていた)。

14 公表された投票結果を見ると、日本からの参加者の意見も一様ではない。ちなみにJLA目録委員会はWWRの際の意見書で、利用者の利便性の観点から目録利用者が用いる言語を優先することが望ましいとの意見を提出している。

本文末尾の「付録」を含め、URLはすべて2010年10月9日に接続確認を行った。

(わたなべ たかひろ 帝塚山学院大学)
(2010年10月10日 受理)